

川崎市教職員運動会運営委員会設置要領

(目的)

第1条 川崎市教職員運動会実行委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、川崎市教職員運動会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 教育委員会関係

給与厚生課長、給与厚生課厚生・安全衛生担当課長補佐もしくは担当係長、給与厚生課職員

(2) 教職員組合関係

書記長、生活部長、支部厚生部長

(3) 公立学校管理職組合関係

給与厚生委員長

2 委員長は、運営委員である教職員組合書記長があたり、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は、運営委員である公立学校管理職組合給与厚生委員長並びに教育委員会給与厚生課長があたり、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 運営委員会は、委員長が招集し、実施方法等具体的事項について審議し運営を行なう。

(係及び競技委員の設置)

第4条 運営委員会に必要な係を置き、その係は運営委員と競技委員により構成し、運営委員が係の責任者となる。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、実行委員会事務局が兼ねて処理する。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。